

平成25年度

嬉野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

嬉野市監査委員

嬉 監 第 5 4 号
平成26年 8月21日

嬉野市長 谷口 太一郎 様

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 西村 信夫

平成25年度嬉野市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定
により審査に付された、平成25年度嬉野市決算に係る健全化判断比率及び資金不足
比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果
について次のとおり意見書を提出します。

平成25年度嬉野市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成25年度の各会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の期間

平成26年8月6日から平成26年8月20日まで

3 審査の手続き

この審査に当たっては、以下の点に着眼し、これらの算定の基礎となる事項を記載した関係書類と照合を行うとともに、関係者から説明を聴取し実施した。

- ①法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- ②法令等に基づき適正な算定要素が計算に用いられているか。
- ③算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- ④客観的事実の妥当性を判断したうえで算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果

1 健全化判断比率について

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	13.87	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	18.87	30.00
実質公債費比率	8.9	9.5	11.0	25.00	35.00
将来負担比率	61.7	37.6	39.1	350.0	

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字額がない場合は、「—」を記載した。

【審査の意見】

(1) 実質赤字比率について

平成25年度の実質収支が黒字となっているため、実質赤字比率は算定されず、健全な状態であると認めた。

(2) 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質収支が黒字となっているため、連結実質赤字比率は算定されず、健全な状態であると認めた。

(3) 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は8.9%で前年度より0.6ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っているが、今後も長期的視点に立った効率的・効果的な財政運営が必要不可欠である。更なる適切な債権の管理と計画的な償還に努められたい。

(4) 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は61.7%で前年度より24.1ポイント増加し、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っているが、今後も長期的視点に立った効率的・効果的な財政運営が必要不可欠である。

【是正改善を要する事項】

特に指摘すべき事項はない。

2 資金不足比率について

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

会計名	平成25年度	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
嬉野市農業集落排水特別会計	—	—	—	20.0
嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計	—	—	—	20.0
嬉野市水道事業会計	—	—	—	20.0

備考 資金不足比率の算定において、赤字額がない場合は、「—」を記載した。

【審査の意見】

嬉野市農業集落排水特別会計、嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計及び嬉野市水道事業会計全てにおいて資金不足は生じていないた

め、資金不足比率は算定されず、健全な状態であると認めた。引き続き経営の効率化、健全化に努められたい。

【是正改善を要する事項】

特に指摘すべき事項はない。

用語の説明

実質赤字比率

比率算定の対象となる会計は、一般会計等となっている。

実質赤字比率は、①歳入不足による繰上充用額、②実質上の歳入不足による債務繰延額、③実質上の歳入不足による事業繰越額の合計額（実質赤字額）を標準財政規模で除して得た数値である。

連結実質赤字比率

比率算定の対象となる会計は、全会計となっている。

連結実質赤字比率は、一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの実質赤字額の合計と公営企業に係る特別会計ごとの資金不足額の合計額が、一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの実質収支黒字額の合計と公営企業に係る特別会計ごとの資金剩余额の合計の合算額を超える額（連結実質赤字額）を標準財政規模で除して得た数値である。

実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、直近3カ年度の各年度について次の算式で算定された数値の平均値である。

$$\text{算定式} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100$$

A : 地方債の元利償還金

(繰上償還、借換債を財源とする償還、満期一括償還等を除く)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの

C : 地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D : 地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入される額

E : 標準財政規模

将来負担比率

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の算式により算定される。

$$\text{算定式} = \frac{A - (B+C+D)}{E - F} \times 100$$

- A : 将来負担額
- B : 地方債の償還額等に充当可能な基金額
- C : 地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額
- D : 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- E : 標準財政規模
- F : 地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとに算定した資金不足額を当該事業規模で除して得た数値である。資金不足額は、一般会計の実質赤字に相当するもので、特別会計の区分に応じて算定される。

標準財政規模

標準財政規模とは、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさである。
「標準税収入額 + 普通地方交付税額 + 地方譲与税額 + 交通安全対策特別交付金額 + 臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

早期健全化基準

早期健全化基準は、財政の早期健全化（財政收支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として健全化判断比率の4指標それぞれについて定められている数値で、健全化判断比率のいずれかがこの基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

財政再生基準

財政再生基準は、財政の再生（財政收支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3比率について定められている数値で、3比率のいずれかがこの基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

経営健全化基準

経営健全化基準は、公営企業の健全化を図るべき基準として資金不足比率について定められている数値で、資金不足比率がこの基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。